**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

**特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売　人員基準確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 年　　 月　 　日 |  |
| 事業所名 |  | |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　専門相談員の員数・資格 | **前月の人数は常勤換算方式で、２名以上か。**  常勤換算数の算出方法は以下の通り  　　　A　非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計(　　　時間)  　　　B　常勤の従業者が１週間の間に勤務すべき時間数(　　　時間)  　　　C　A÷B＝(　　　人)小数点第二位以下切り捨て  常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝(　　　人)  ※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、  雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。  ※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、  30時間として取扱い可能**。**  **サービスの提供は、専門相談員の資格を有する従業者が行っているか。(下表に前月分の人数記載の上、チェック)**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 勤務形態  資格 | 常 勤（人） | | 非 常 勤（人） | | | 専 従 | 兼 務 | 専 従 | 兼 務 | | 介護福祉士 |  |  |  |  | | 義肢装具士 |  |  |  |  | | 保　健　師 |  |  |  |  | | 看　護　師 |  |  |  |  | | 准看護師 |  |  |  |  | | 理学療法士 |  |  |  |  | | 作業療法士 |  |  |  |  | | 社会福祉士 |  |  |  |  | | 指定講習会修了者 |  |  |  |  | | 合　　　　計 |  |  |  |  |   **※専門相談員の資格：介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び福祉用具専門相談員指定講習修了者**  ※下記の事業所が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、一つの事業の基準を満たすことをもって、他のすべての事業の基準を満たしているものとみなす。  　１．福祉用具貸与  　２．介護予防福祉用具貸与  　３．特定福祉用具販売  　４．特定介護予防福祉用具販売 | □  □ | □  □ | 老企第25号  11-1-(1)①②、12-1-(1)  府基準251、268  府予基準  240、257  法施行令第4条  府基準251-2、268  府予基準240-2、257 |
| ２　管 理 者 | 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。  **常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、以下のとおりで、管理業務に支障がないか。**  イ　当該指定福祉用具貸与事業所の専門相談員としての職務に従事する場合  ロ　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該事業所の管理業務に支障がない場合、当該他の事業所、施設等hの管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合もある。）  **兼務状況(事業所：　　　　　　　　　　　　　)(職種：　　　　　　　　)** | □ | □ | 老企第25号11-1-(2)12-1-(2)  府基準252、269  府予基準  241、258 |
| **管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75  則131  法115の5則140の22 |